

春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務に関する基本協定書

春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務に関する基本協定書

春日市（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）とは、春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務の実施に当たり、次のとおり春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務に関する基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発注者と受注者が互いに協力し、春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めることを目的とする。

（本協定及び本契約の位置付け）

第2条 本協定は、本業務に係る基本的事項、業務内容及び想定事業費を規定するものであり、発注者及び受注者の債権及び債務の詳細及び具体的な内容については、令和8年8月を目安に、本契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。以下「本契約」という。）を締結し、確定するものとする。

2 本契約時には、発注者が定める物品購入契約書（標準様式）（当該標準様式に変更があった場合は、当該変更後の標準様式）を用いることとする。

3 本契約の締結に合わせて、本協定を変更する必要がある場合は、併せて変更を行うものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（本業務の範囲及び実施条件）

第4条 本業務の想定事業費は、●●●円とする。左記の金額は、目安であり、本協定の締結後、発注者及び受注者の協議により、本契約に向けた仕様書の精査と合わせて精査し、最終的な契約金額を決定するものとする。

2 前項の契約金額は、19,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えることはできない。ただし、発注者における工事の遅れのため、「春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める期日までに納品等を行うことができない場合で、納品等及び検査の時期の変更により、受注者における費用負担の増が生じる場合は、発注者における予算の範囲内で19,000,000円を超えて契約金額の変更をすることができる。

3 本業務の範囲及び実施条件は、本協定に定めるもののほか、「春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務公募型企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）、仕様書及び企画提案書等（令和8年●月●日付で受注者が発注者に提出した企画提案書、業務実施体制調査及び担当者経歴書、遊具等設置平面図、遊具等収納図、遊具等リスト、見積書を指す。以下、同じ。）に掲げるとおりとする。

4 本業務の範囲及び実施条件に関し、実施要領、本協定及び仕様書、企画提案書並びに本契約（以下、この項において「協定等」という。）に異なる内容の規定がある場合は、本契約、本協定及び仕様書、実施要領、企画提案書等の順に優先して適用するものとする。この場合において、優先順位の高い協定等に規定がなく、優先順位が低い協定等に規定がある内容については、効力を有するものとする。

（本業務の範囲又は業務実施条件の変更）

第5条 発注者又は受注者は、必要と認める場合は、相手方に対し、本業務の範囲又は業務実施条件の変更を申し出ることができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定により申出があったときは、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びこれに伴う契約金額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

4 前項の変更の決定は、本件公募の公正性を失さないと発注者において認められる場合にのみ行うことができる。

（本業務の実施）

第6条 受注者は、本協定、本契約及び関係法令等に従い、本業務を実施しなければならない。

(業務実施状況の確認、報告及び指示等)

第7条 発注者は、本協定及び仕様書、並びに本契約に規定する打合せ、受注者の報告及び成果品に基づき、本業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 発注者は、本業務の適正な遂行に必要と認めるときは、受注者に対して本業務の実施状況又は本業務に係る経理の状況に関し報告を求めるとともに、実地にて調査することができる。

3 前2項の規定による確認、報告及び調査の結果、受注者による本業務の実施状況等が本協定に定める条件を満たしていない場合は、発注者は、受注者に対して業務の改善等を指示することができる。

4 受注者は、前項の指示を受けた場合は、直ちにこれに応じなければならない。

(第三者による実施)

第8条 受注者は、事前に発注者の承諾を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、受注者の費用において行うものとし、本協定及び本契約に基づき受注者が履行すべき事項については、受注者の責任において、当該第三者にも履行させなければならない。

3 当該第三者の責に帰すべき事由により生じた損害、損失、増加費用等については、受注者の責に帰すべき事由により生じたものとみなして、受注者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合は、受注者は速やかに業務の遂行継続に必要な措置を講ずるとともに、発注者及び関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者と密に情報共有を図りながら、緊急事態の原因調査及び解決に当たるものとする。

(情報管理)

第10条 受注者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者（以下「従事者」という。）は、本業務の実施により知り得た秘密及び発注者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本業務の期間が終了し、又は本協定若しくは本契約が解除された後においても同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、特別の事由があると発注者が認めるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに納入を終わらせることができないとき。

(2) 契約不適合があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(第三者への賠償)

第12条 本業務の実施において、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由又は発注者受注者双方の責に帰することができない事由による場合は、この限りでない

2 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

3 受注者は、第1項の損害に係る負担に備えるために、損害賠償保険への加入その他必要な措置を講じなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第13条 不可抗力（天災、人災、疫病、法令変更その他の発注者受注者双方の責に帰すことのできない事由をいう。物価及び人件費上昇は、これに当たらない。以下同じ。）が発生した場合は、受注者は、

不可抗力の影響を早期に除去すべく対応措置をとり、損害、損失、増加費用等を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第14条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害、損失、増加費用等が発生した場合は、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面を持って発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、損害等の状況を確認し、受注者との協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因する損害、損失、増加費用等の負担については、発注者受注者協議により合理性の認められる範囲で定めるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第15条 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部を実施できなくなったと認められた場合は、受注者は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 前項の規定に基づき、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する額については、発注者受注者協議により、本業務の委託料から減額することができる。

(発注者による本協定等の解除)

第16条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第3項の規定による発注者の指示に従わないとき。

(2) 本業務に関し不正行為があったとき。

(3) 発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(4) 受注者が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(5) 受注者の責に帰すべき事由により受注者から本協定の解除の申出があったとき。

2 前項の規定により本協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受注者に損害、損失、増加費用等が生じても、発注者はその賠償の責を負わない。

(受注者による本協定の解除)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に対して本協定の解除を申し出ることができる。

(1) 発注者が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(2) 発注者の責に帰すべき事由により、受注者が損害又は損失を被ったとき。

2 発注者は、前項の申出を受けた場合は、受注者と協議の上、必要な措置を決定するものとする。

(不可抗力の発生等による本協定の解除)

第18条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生等により、本業務の継続が困難と認められる場合は、相手方に対して本協定の解除の協議を求めることができる。

2 前項の協議の結果、やむを得ない事由があると認められる場合は、発注者は、本協定の解除を行うものとする。

3 前項の規定による本協定の解除による損害、損失、増加費用等の負担については、発注者受注者協議により、合理性の認められる範囲で定めるものとする。

(業務委託料の返還)

第19条 受注者は、第16条第1項の規定により本協定を解除されたとき、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、発注者の請求により業務委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第20条 本業務の完了前に、本協定が解除された場合、受注者は、発注者が別に定める期日までに、誠意をもって、発注者又は発注者が指定した者に、本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 受注者は、前項の引継ぎを行うに当たり、本業務に係る遂行状況が分かる資料（本協定が解除された

時点までのもの)を作成し、これを発注者及び発注者が指定した者に交付するとともに、十分な説明を行うものとする。

- 3 発注者は、必要と認める場合は、第1項の引継ぎが行われるに当たり、受注者に対し、受注者の管理施設（本業務に係るものに限る。）について、発注者又は発注者が指定する者による視察を依頼することができる。
- 4 受注者は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その依頼に応じなければならない。
- 5 受注者は、第1項の引継ぎを行った後も、発注者又は発注者が指定する者からの本業務に関する質疑に対して、誠意をもって対応するものとする。
- 6 第1項から第5項までの引継ぎに係る費用は、受注者の負担とする。ただし、第17条第1項の規定に基づき本協定が解除された場合の引継ぎに係る費用は、発注者の負担とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、第18条第2項の規定に基づき本協定が解除された場合の引継ぎに係る費用は、発注者受注者協議により、合理性の認められる範囲で定めるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第21条 受注者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（疑義についての協議）

第22条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通又はこの契約の内容を記録した電磁的記録を作成する。本書2通を作成した場合にあっては発注者及び受注者が記名押印の上で各自1通を保有し、この契約の内容を記録した電磁的記録を作成した場合にあっては発注者及び受注者が合意の上で電子署名を付与し各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

発注者 春日市
代表者 春日市長 井上 澄和

受注者
所在地
名称
代表者